

平成 23 年度海運関係税制改正要望を国土交通省が財務省に提出

国土交通省は本年 8 月 27 日、平成 23 年度税制改正要望を発表した。

今年度の税制改正要望については、国土交通省成長戦略(2010年5月17日とりまとめ)および同省戦略会議外航海運検討会(日本船主協会 宮原会長が参画、2010年5月27日に報告書公表)における施策提言に、トン数標準税制の適用の拡大と、船舶の特別償却制度、買換特例制度の維持・拡大等が盛り込まれたことを受け、これらを平成 23 年度税制改正要望に盛り込む方向で国土交通省内の検討がなされてきた。その後、厳しい財政状況を背景として閣議決定による「ペイアズユーゴー原則」*の徹底が求められる中、国土交通省としての海運関係税制の要望内容としては以下の通りとなり、8月27日に記者発表がなされた。

①トン数標準税制の拡充

【内容】日本籍船の3倍までの外国籍船(自社の海外子会社からの定期用船(所謂仕組船))に適用拡大。

【期限】5年間(平成23～27年度)

②船舶の特別償却制度の拡充

【内容】日本籍船の特償率:30/100、
外国籍船の特償率:16/100
(現行制度:船籍に係らず18/100、但しトン数税制適用会社の海外子会社保有船舶については16/100)

【期限】5年間(平成23～27年度)

③特定資産(船舶)の買換特例(圧縮記帳)の拡充

【内容】日本籍船の圧縮率:90/100、外国籍船の圧縮率:
70/100
(現行制度:船籍に係らず80/100)

【期限】5年間(平成23～27年度)

④船舶に係る固定資産税の廃止

【内容】非課税

(現行制度) 国際船舶:課税標準1/15、
外国貿易船:課税標準1/10、
外航船舶:課税標準1/6

【期限】恒久化

⑤国際船舶に係る登録免許税の改善

【内容】船舶貸渡業が建造若しくは取得(建造後:5年以内)した国際船舶の所有権保存登記および抵当権設定登記:1/1000

※上記措置対象者以外が所有する国際船舶については、現行の国際船舶に係る登免税軽減措置(所有権保存登記及び抵当権設定登記:3/1000、適用期間:平成23年度末まで)を適用

【期限】1年間(平成23年度)

また、上記要望に関して、平成22年9月15日には、民主党政調査会国土交通部門会議による業界ヒアリングが行われ、日本船主協会からは宮原会長が出席し、外航海運の国際競争条件均衡化の観点から海運関係税制の維持改善などの必要性について主張した。

日本船主協会としては、12月中旬に見込まれる政府税制大綱への反映を目指し、引き続き国土交通省と緊密に協力し、関係方面のご理解を得られるよう、わが国海運の国際競争力強化に向けた税制の実現に向けて全力で努めることとしている。

* 財源確保ルール(「ペイアズユーゴー原則」)

歳出増又は歳出減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、原則として、恒久的な歳出削減又は恒久的な歳入確保措置により、それに見合う安定的な財源を確保するものとする。(「財政運営戦略」2010年6月22日閣議決定)

一方、日本船主協会による平成23年度税制改正要望については、平成22年9月15日の理事会において決定し、トン数標準税制の拡充をはじめとした、海運関係税制の他、国際課税関係、企業税制などの項目を含む税制改正要望を取りまとめた。『タックスヘイブン対策税制の見直し』などの国際課税については、26団体で構成する国際課税連絡協議会を通じて意見反映を図る他、『法人実効税率の引き下げ』など一般税制についても日本経済団体連合会等を通じて要望を行い実現を図ることとしている。(以下項目参照)

なお、日本船主協会要望の基本スタンスは維持しつつも、今後の税制改正においては国土交通省税制改正要望に合わせ、その実現に努めることとしたい。■

(日本船主協会 企画部)

日本船主協会 平成23年度税制改正要望項目

海運関係税制

1. トン数標準税制の拡充
2. 外航船舶の特別償却制度の恒久化
3. 特定資産（船舶）の買換特例（圧縮記帳）の恒久化
4. 船舶に係る固定資産税の廃止
5. 国際船舶に係る登録免許税の改善および恒久化
6. 新たな税負担となる地球温暖化対策税の導入に反対
7. とん税、特別とん税の廃止または軽減
8. 内航船舶の用に供する燃料油に係る石油石炭税の特例措置の創設
9. 船員の支払給与に係る法人事業税の課税標準の特例措置の創設
10. 指定会社等が外資埠頭公社からの出資により取得した外資埠頭業務用不動産の所有権の移転登記に係る特例措置の創設（登録免許税）

国際課税

1. タックスヘイブン対策税制の見直し
 - (1) 特定外国子会社につき、留保所得のある子会社のみならず欠損金のある子会社も合算の対象とすること
 - (2) 欠損金繰越期限（7年間）を撤廃すること
 - (3) 軽課税国の判定基準の引下げ
 - (4) 内国法人が特定外国子会社等から受ける配当は、特定課税対象金額の制限期間に関わらず、益金不算入とすること
 - (5) 適用除外の非適用業種から「船舶の貸付」を外すこと
 - (6) 移転価格税制上定義されている国外関連者から、タックスヘイブン対策税制が適用される特定外国子会社を除外すること
2. 外国税額控除制度の見直し
 - (1) 一括限度方式の堅持
 - (2) 控除限度超過額の損金算入制度の創設
 - ① 控除限度超過となった外国法人税は繰越か損金算入の選択を認めること

- ② 繰越期間内に控除できず、控除不能が確定した繰越外国法人税は損金算入を認めること
- (3) 控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間を廃止すること
- (4) 地方税から控除未済となった金額の還付制度の創設
 - ① 地方税から控除未済となった金額は、法人税と同様に還付すること
 - ② 還付が認められない場合は、少なくとも損金算入を容認すること

企業税制

1. 法人実効税率の引き下げ
2. 連結納税制度等の改善
 - (1) グループ内の寄付金の容認
 - (2) 小規模子会社の交際費損金算入
 - (3) 連結納税子会社の連結納税適用開始前・加入前に子会社で発生した欠損金の持込制限の廃止
 - (4) 連結対象に特定外国子会社（100%）も認める
3. 欠損金の繰越期間制限（7年間）の撤廃
4. 欠損金の繰戻還付不適用措置の廃止
5. 受取配当金の益金不算入制度の改善
 - (1) 特定利子規定の復活
 - (2) 特定株式以外の株式等に係る受取配当の益金不算入割合の引上げ
6. 退職給与引当金制度の復活
7. 税務上の取扱いに係る申告前の事前確認制度の導入
8. 交際費の損金算入
9. 減価償却費、各種引当金・準備金、圧縮記帳積立金等の各種項目における税法での損金経理・利益処分経理要件の撤廃

以上